

上板町地域密着型サービス事業者公募要項
(認知症対応型共同生活介護)

1. 公募の趣旨

上板町では、上板町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年度から令和5年度）において、今後、認知症高齢者の増加が見込まれるため、認知症対応型共同生活介護を整備・運営する事業者を公募により募集するものです。

2. 公募を行うサービス・定員等

募集するサービス	定員等	事業所数
認知症対応型共同生活介護	18人	1事業所

3. 公募を行う地域等

上板町内全域

4. 応募資格等

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 確実な事業及び運営を行うために十分な事業資金の確保、事業に対する知識経験を有していること。
- (3) 現に介護保険サービス事業を運営していること。
- (4) 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号（地域密着型サービス事業者指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- (5) 国税、県税、町民税等税金を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等により更正又は再生手続きを行っている法人ではないこと。
- (7) 関係者等が、上板町暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置対象者でないこと。
- (8) 用地は、事業者又はその関係者が所有している用地であるか、取得見込みであること。又は、賃貸借契約の締結が確実であり事業の継続性が確保されていること。
- (9) 開発許可、転用許可等の必要が見込まれる用地である場合は、あらかじめ調査したうえで選定し、確実に整備可能が見込まれること。
- (10) 施設の建設計画は、建設基準法、消防法等の関係条例等を遵守し、事前に町と協議のうえ、建設工事に着手すること。また、建築工事の契約は、徳島県の社会福祉施設整備工事に係る契約事務手続きに準じて一般競争入札等を行うこと。
- (11) 円滑な事業運営のためには、地域住民との連携や協力が必要になりますので、開設予定地の地域住民に対し、事業計画等について十分な説明及び調整を行うこと。なお、説明にあたっては、「公募で選定されることが条件であるため、開設されない場合がある」旨の説明をするなど十分に留意してください。
- (12) 令和3年度中に事業所開設に着手し、令和4年度中に上板町の事業所指定を受け、事業が開始できること。

5. 事業所整備の補助

- (1) 整備に係る町の単独補助金はありません。
- (2) 徳島県の地域医療介護総合確保基金を活用した補助を検討していますが、県及び本町における予算の成立が条件となります。また、補助金の交付は、県との協議等により決定されます。このことから、補助金の交付を受けられない場合もあることをご了承ください。そして、補助金がない場合があることも踏まえて資金計画を策定してください。

6. 事業者公募スケジュール

- (1) 公募要項の配布
令和3年10月1日(金)から令和3年10月29日(金)まで
- (2) 応募期間
令和3年10月1日(金)から令和3年11月5日(金)まで
- (3) 審査・選定
令和3年11月中（現地調査、書類審査）（予定）
- (4) 事業者決定・結果通知
令和3年12月上旬（予定）

7. 応募受付

- (1) 提出期間
令和3年10月1日(金)から令和3年11月5日(金)まで
- (2) 提出時間
午前9時から午後5時まで（土・日・祝日は除く）
- (3) 提出場所
上板町役場 健康推進課
- (4) 提出方法
持参のみ
※書類をご提出いただく際には、提出するまでに電話予約のうえ健康推進課まで持参してください。
- (5) 提出書類
「申請に係る提出添付書類一覧表」のとおり
※ホームページより応募意思表明書をダウンロードし、健康推進課に提出してください。
応募意思表明書の提出があった事業所に提出添付一覧表を電子データでお渡しします。
- (6) 提出部数等
紙媒体 正本1部 副本7部（正本の写し）

(7) 提出書類の体裁

- ① 提出書類はフラットファイルを用いて A4 判穴あけ綴りとしてください。
フラットファイルの表紙、背表紙に次のことを記載してください。
「令和 3 年度 認知症対応共同生活介護事業 応募申請書」(事業者名)
- ② 「提出添付書類一覧表」の順に並べ、項目ごとに仕切り紙を挟み、仕切り紙ごとにインデックスを付けてください。
- ③ 用紙は、原則として A4 判で作成してください。図面等は、折りたたむなどして A4 判に統一してください。

(8) 留意事項

- ① 提出書類に不足・不備がある場合は受付できません。
- ② 提出書類は、理由を問わず返却しません。
- ③ 受付後は、提出書類の差し替え及び追加は認めません。ただし、町が必要と認めた場合は、提出書類の差し替え及び追加を求めることがあります。
- ④ 提出書類は、指定候補事業者の選定の目的のみに利用し、他の目的には利用しません。町長が必要と認める事項については、法令等に基づき公表する場合があります。
- ⑤ 書類の作成、その他応募に係る一切の費用は、選定結果にかかわらず応募者の負担となります。
- ⑥ 書類を提出後、やむを得ない事由で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、辞退届を提出してください。
- ⑦ 提出された書類等に虚偽の記載があった場合は、応募を無効にすることがあります。

8. 選定方法等

(1) 選定

事業予定者の選定は「上板町指定地域型密着型サービス等事業者選定要綱」に基づき、書類審査、事業者によるプレゼンテーション等により選定し、上板町地域密着型サービス運営委員会の意見を聴取した上で、町長が決定します。

(2) 選定結果

選定結果は、すべての応募者へ書面により通知するとともに、選定された事業者等を町のホームページで公表します。

なお、選定審査内容、進捗状況などについての問い合わせには、一切応じません。

(3) 留意事項

- ① 事業者の選定は、地域密着型サービス事業者の指定を確定したものではありません。事業所の開設前に指定申請が必要となります。

② 選定後に重大な不備が判明した場合は、選定結果を無効にすることがあります。

9. 質問の受付

(1)受付期限

令和3年10月29日（金）午後5時まで

(2)提出方法

質問票にご記入の上、電子メールで提出してください。

※送信後、健康推進課へ送信した旨を連絡してください。

※窓口、電話、ファクシミリ等による質問は受付しません。

10. 問い合わせ

〒771-1392

板野郡上板町七條字経塚 42 番地

上板町 健康推進課

電話 088-694-6810

FAX 088-694-5903

E-mail kaigo@kamiita.i-tokushima.jp